主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松永東及び同名尾良孝の上告趣意について。

憲法第三六条にいわゆる「残虐な刑罰」とは、不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味し、事実審の裁判官が、普通の刑を、法律において許された範囲内で、量定した場合には、たとい、それが被告人の側から観て、過重な刑であつても、これを以つて、直ちに、憲法にいわゆる残虐な刑罰と呼ぶことはできないことは、当裁判所の判例の趣旨とするところである(昭和二二年(れ)第三二三号、同二三年六月三〇日大法廷判決、判例集二巻七号七七七頁参照)。したがつて、所論は採用することができない。

よつて、刑訴施行法第二条、旧刑訴法第四四六条に従い主文の通り判決する。 右は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官長部謹吾関与

昭和二五年一一月一〇日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	小	裁判官
郎	Л	Ħ	藤	裁判官